

別表1 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等（新築）の評価料金

別表1-1 必須4分野+選択の場合

(税込 単位：円)

延床面積	物件区分	設計評価料金	建設評価料金	
			検査回数	
200㎡以内	一般工法	<u>56,100</u>	4回	<u>114,400</u>
	型式認定	<u>40,700</u>		<u>82,500</u>
	製造者認証		3回	<u>78,100</u>
			2回	<u>73,700</u>
200㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>66,000</u>	4回	<u>136,400</u>
	型式認定	<u>47,300</u>		<u>97,900</u>
	製造者認証		3回	<u>93,500</u>
			2回	<u>89,100</u>

別表1-2 必須4分野の場合

(税込 単位：円)

延床面積	物件区分	設計評価料金	建設評価料金	
			検査回数	
200㎡以内	一般工法	<u>51,700</u>	4回	<u>108,900</u>
	型式認定	<u>37,400</u>		<u>79,200</u>
	製造者認証		3回	<u>73,700</u>
			2回	<u>69,300</u>
200㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>59,400</u>	4回	<u>132,000</u>
	型式認定	<u>42,900</u>		<u>95,700</u>
	製造者認証		3回	<u>90,200</u>
			2回	<u>85,800</u>

別表2 他住戸がある共同住宅等（新築）の評価料金

別表2-1 必須4分野+選択2分野以上の場合

(税込 単位：円)

延床面積	物件区分	設計評価料金	検査回数	建設評価料金
200㎡以内	一般工法	<u>69,300+5,500×M</u>	4回	<u>102,300+9,900×M</u>
	型式認定			<u>79,200+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>45,100+4,400×M</u>	3回	<u>67,100+7,700×M</u>
			2回	<u>63,800+7,700×M</u>
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	<u>80,300+5,500×M</u>	4回	<u>122,100+9,900×M</u>
	型式認定			<u>94,600+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>52,800+4,400×M</u>	3回	<u>81,400+7,700×M</u>
			2回	<u>78,100+7,700×M</u>
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>99,000+5,500×M</u>	4回	<u>132,000+9,900×M</u>
	型式認定			<u>103,400+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>63,800+4,400×M</u>	3回	<u>89,100+7,700×M</u>
			2回	<u>85,800+7,700×M</u>
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	<u>162,800+5,500×M</u>	4回	<u>188,100+9,900×M</u>
	型式認定			<u>147,400+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>106,700+4,400×M</u>	3回	<u>130,900+7,700×M</u>
			2回	<u>127,600+7,700×M</u>
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	<u>292,600+5,500×M</u>	4回	<u>325,600+9,900×M</u>
	型式認定			<u>217,800+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>190,300+4,400×M</u>	3回	<u>198,000+7,700×M</u>
			2回	<u>194,700+7,700×M</u>

Mは評価戸数

別表2 他住戸がある共同住宅等（新築） の評価料金

別表2-2 必須4分野+選択1分野の場合

(税込 単位：円)

延床面積	物件区分	設計評価料金	建設評価料金	
			検査回数	
200㎡以内	一般工法	<u>61,600+5,500×M</u>	4回	<u>99,000+9,900×M</u>
	型式認定			<u>77,000+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>40,700+4,400×M</u>	3回	<u>64,900+7,700×M</u>
			2回	<u>61,600+7,700×M</u>
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	<u>73,700+5,500×M</u>	4回	<u>118,800+9,900×M</u>
	型式認定			<u>92,400+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>48,400+4,400×M</u>	3回	<u>79,200+7,700×M</u>
			2回	<u>75,900+7,700×M</u>
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>90,200+5,500×M</u>	4回	<u>128,700+9,900×M</u>
	型式認定			<u>101,200+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>59,400+4,400×M</u>	3回	<u>86,900+7,700×M</u>
			2回	<u>83,600+7,700×M</u>
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	<u>155,100+5,500×M</u>	4回	<u>185,900+9,900×M</u>
	型式認定			<u>145,200+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>102,300+4,400×M</u>	3回	<u>128,700+7,700×M</u>
			2回	<u>125,400+7,700×M</u>
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	<u>277,200+5,500×M</u>	4回	<u>306,900+9,900×M</u>
	型式認定			<u>207,900+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>181,500+4,400×M</u>	3回	<u>188,100+7,700×M</u>
			2回	<u>184,800+7,700×M</u>

Mは評価戸数

別表2 他住戸がある共同住宅等（新築）の評価料金

別表2-3 必須4分野の場合

(税込 単位：円)

延床面積	物件区分	設計評価料金	建設評価料金	
			検査回数	
200㎡以内	一般工法	<u>60,500+5,500×M</u>	4回	<u>97,900+9,900×M</u>
	型式認定			<u>75,900+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>39,600+4,400×M</u>	3回	<u>63,800+7,700×M</u>
			2回	<u>60,500+7,700×M</u>
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	<u>72,600+5,500×M</u>	4回	<u>117,700+9,900×M</u>
	型式認定			<u>91,300+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>47,300+4,400×M</u>	3回	<u>78,100+7,700×M</u>
			2回	<u>74,800+7,700×M</u>
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>89,100+5,500×M</u>	4回	<u>127,600+9,900×M</u>
	型式認定			<u>100,100+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>58,300+4,400×M</u>	3回	<u>85,800+7,700×M</u>
			2回	<u>82,500+7,700×M</u>
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	<u>154,000+5,500×M</u>	4回	<u>184,800+9,900×M</u>
	型式認定			<u>144,100+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>101,200+4,400×M</u>	3回	<u>127,600+7,700×M</u>
			2回	<u>124,300+7,700×M</u>
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	<u>276,100+5,500×M</u>	4回	<u>305,800+9,900×M</u>
	型式認定			<u>206,800+7,700×M</u>
	製造者認証	<u>180,400+4,400×M</u>	3回	<u>187,000+7,700×M</u>
			2回	<u>183,700+7,700×M</u>

Mは評価戸数

別表3 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等（新築）の長期使用構造等確認料金

(税込 単位：円)

延床面積	物件区分	長期使用構造等確認料金
200㎡以内	一般工法	<u>51,700</u>
	型式認定	<u>37,400</u>
	製造者認証	
200㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>59,400</u>
	型式認定	<u>42,900</u>
	製造者認証	

別表4 他住戸がある共同住宅等（新築）の長期使用構造等確認料金

別表4-1

(税込 単位：円)

延床面積	物件区分	長期使用構造等確認料金
200㎡以内	一般工法	<u>60,500+5,500×M</u>
	型式認定	<u>39,600+4,400×M</u>
	製造者認証	
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	<u>72,600+5,500×M</u>
	型式認定	<u>47,300+4,400×M</u>
	製造者認証	
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>89,100+5,500×M</u>
	型式認定	<u>58,300+4,400×M</u>
	製造者認証	
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	<u>154,000+5,500×M</u>
	型式認定	<u>101,200+4,400×M</u>
	製造者認証	
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	<u>276,100+5,500×M</u>
	型式認定	<u>180,400+4,400×M</u>
	製造者認証	

Mは評価戸数

別表4 他住戸がある共同住宅等（新築）の長期使用構造等確認料金

別表4-2 一次エネルギー消費量を住棟で評価する場合

(税込 単位：円)

延床面積	物件区分	長期使用構造等確認料金 [※]
200㎡以内	一般工法	$63,800 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$41,800 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	$75,900 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$49,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	$92,400 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$60,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	$159,500 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$104,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	$281,600 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$183,700 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	

Kは全住戸数 Mは評価戸数

※ 共用部の設備が照明設備、換気設備のみ料金に含まれます。（空調設備等がある場合は別途見積もりさせていただきます。）

別表 5 設計性能評価と長期使用構造等確認が一体申請等の場合に一方の申請料金に加算する料金

別表 5-1 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等の新築

(税込 単位：円)

申請の種類	申請内容の整合	加算料金
一体申請		3,300
同時申請※ 1	<u>申請内容が整合している</u>	4,400
併願申請※ 2	<u>申請時期及び内容の整合は問わない</u>	8,800

※ 1 同時申請とは、設計性能評価と長期使用等確認の申請時期が同時で申請内容が整合（一致）している申請です。(以下、同じ)

※ 2 併願申請とは、設計性能評価と長期使用等確認の申請時期が違う申請です。申請内容の整合は問いません。(以下、同じ)

別表 5-2 他住戸がある共同住宅等の新築

(税込 単位：円)

申請の種類	申請内容の整合	加算料金
一体申請		$2,200 + 2,200 \times M$ $+ 6,600 \times N$
同時申請	<u>申請内容が整合している</u>	$3,300 + 2,200 \times M$ $+ 6,600 \times N$
併願申請	<u>申請時期及び内容の整合は問わない</u>	$11,000 + 4,400 \times M$ $+ 6,600 \times N$

Mは同じ住棟内の一体、同時又は併願申請対象の申請戸数

Nは同じ住棟内の一体、同時又は併願申請対象以外の申請戸数

※ 一次エネルギーを住棟全体で評価する場合は、 $N = \text{住棟の全住戸数} - M$ とします。

※ 共用部を計算に含める場合は、別途見積もりとさせていただきます。

別表 6 新築建物のその他審査、検査等の料金

別表 6-1 【一戸建て住宅又は他住戸がない共同住宅等】設計評価、建設評価※1及び長期使用構造等確認の変更等
(税込 単位：円)

申請の種類	変更内容等		申請毎の料金
性能又は長期の <u>単独、 同時又は併願申請</u>	5-1, 5-2以外の変更	1分野変更	5,500
		2分野以上の変更	11,000
	5-1, 5-2の変更		8,800
<u>一体申請</u>	5-1, 5-2以外の変更	1分野変更	7,150
		2分野以上の変更	12,650
	5-1, 5-2の変更		10,450
共通	軽微変更該当証明申請		<u>5,500</u>
	審査を伴わない変更		<u>2,750</u>

※1 変更建設評価申請の前に、変更設計評価申請が必要になります。

別表 6-2 【他住戸がある共同住宅等】設計評価、建設評価※1及び長期使用構造等確認の変更等

(税込 単位：円)

申請の種類	変更内容等		申請毎の料金※2
性能又は長期の <u>単独、 同時又は併願申請</u>	5-1, 5-2以外の変更	1分野変更	<u>4,400+1,100×M</u>
		2分野以上の変更	<u>8,800+2,200×M</u>
	5-1, 5-2の変更		<u>5,500+3,300×M</u>
<u>一体申請</u>	5-1, 5-2以外の変更	1分野変更	<u>6,050+1,100×M</u>
		2分野以上の変更	<u>10,450+2,200×M</u>
	5-1, 5-2の変更		<u>7,150+3,300×M</u>
共通	軽微変更該当証明申請		<u>4,400+1,100×M</u>
	審査を伴わない変更		<u>1,650+1,100×H</u>

※1 変更建設評価申請の前に、変更設計評価申請が必要になります。

※2 住戸毎に審査が必要な場合、住戸毎に料金がかかります。Mは審査対象戸数です。

Hは対象となる評価書又は確認書の数です。

別表 6 新築建物のその他審査、検査等の料金

別表 6-3 【一戸建て住宅、共同住宅等】再検査及び取下げ時の料金 (税込 単位：円)

再検査 1 回につき	22,000/回
取下げ届出時点で準備に入っている検査又は実施済の検査料金	22,000/回

別表 6-4 【一戸建て住宅】室内化学物質濃度等の測定評価 (税込 単位：円)

測定方式	測定範囲	評価料金 (2 サンプル)	追加サンプル 1 個 あたりの加算額
標準方式	ホルムアルデヒド及びVOC (4種)	154,000	38,500
	ホルムアルデヒドのみ	115,500	22,000
簡易測定方式	ホルムアルデヒド及びVOC (4種)	93,500	33,000
	ホルムアルデヒドのみ	71,500	22,000

別表 6-5 【共同住宅等】室内化学物質濃度等の測定評価 (税込 単位：円)

測定方式	測定範囲	評価料金 (2 サンプル)	追加サンプル 1 個 あたりの加算額
標準方式	ホルムアルデヒド及びVOC (4種)	$77,000+77,000 \times M$	38,500
	ホルムアルデヒドのみ	$71,500+44,000 \times M$	22,000
簡易測定方式	ホルムアルデヒド及びVOC (4種)	$44,000+49,500 \times M$	33,000
	ホルムアルデヒドのみ	$44,000+27,500 \times M$	22,000

Mは評価戸数 (10戸を超える場合は、別途見積りとさせていただきます)。

別表 6 新築建物のその他審査、検査等の料金

別表 6-6 【一戸建て住宅、共同住宅等】建設評価項目の追加 (税込 単位：円)

<u>建設評価申請受理後の評価項目の追加</u>	11,000
--------------------------	--------

※ 追加評価項目の検査が可能な場合に限ります。

※ 建設評価項目の追加にあたり、変更設計評価申請が必要です。

※ 設計評価料金については別表6-1又は別表6-2、建設評価料金については従前の建設評価料金と評価項目追加後の建設評価料金（別表1～2）との差額が発生します。

別表 6-7 交付図書を書面とする場合の印刷料金（1申請1件あたり） (税込 単位：円)

印刷図書の種類	対象申請		料金
評価書等 ^{※1}	全申請	性能長期一体申請は1申請として扱います	1,100
評価書等+添付図書等 ^{※2}	建設評価	性能長期一体申請は別申請（2申請）として扱います	1,650
	上記以外		2,750 ^{※3}

※1 評価書等とは、（変更）設計性能評価書、（変更）建設性能評価書、（長期）確認書等をいいます。

※2 添付図書等とは、各申請書の副本及び添付図書をいいます。

※3 合計枚数が200枚を超える場合、100枚ごとに550円を加算します。

別表7 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等（既存）の建設評価料金

別表7-1 木造又は鉄骨造でRC造部分がない建物

(税込 単位：円)

区分 延床面積	評価書(新築)あり ^{※1}		評価書なし <u>※他機関発行の評価書ありも含む</u>			
	基本料金	分ごと加算 ^{※2}	基本料金	分ごと加算 ^{※2}		
200㎡以内	88,000	構造	22,000	88,000	構造 ^{※6}	22,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	11,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※3※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000
		その他	@1,100		その他 ^{※8}	@1,100
		長期確認（既存）と一体申請 ^{※9}	92,400		長期確認（既存）と一体申請 ^{※9}	92,400
200㎡超え ～ 500㎡以内	99,000	構造	22,000	99,000	構造 ^{※6}	22,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	11,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※3※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000
		その他	@1,100		その他 ^{※8}	@1,100
		長期確認（既存）と一体申請 ^{※9}	92,400		長期確認（既存）と一体申請 ^{※9}	92,400
500㎡超え 又は 軒高9m超え	110,000	構造	27,500	110,000	構造 ^{※6}	27,500
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	11,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※3※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000
		その他	@1,100		その他 ^{※8}	@1,100
		長期確認（既存）と一体申請 ^{※9}	97,900		長期確認（既存）と一体申請 ^{※9}	97,900

※1 当社が交付した設計評価書の場合は11,000円を、建設評価書では33,000円を、基本料金から減額します

※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります（基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です）

・評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます（詳しくはお問い合わせ下さい）

※3 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません

・旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません

※4 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります

・検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません

※5 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です

・建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は11,000円減額とします

・評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は11,000円減額とします

(但し、等級1（現場検査による劣化の状況によっては等級0）の評価となります）

・耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証と完了検査に用いられた図書（工事監理報告書・施工写真・各種試験結果等）がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります

※6 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます

※7 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します（お見積りさせていただきます）

※8 構造、劣化、断熱、一次エネ、維持管理の分野に限ります

別表7 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等（既存）の建設評価料金

別表7-2 RC造、木造又は鉄骨造でRC造部分のある建物

(税込 単位：円)

区分 延床面積	評価書(新築)あり ^{※1}		評価書なし ^{※他機関発行の評価書ありも含む}			
	基本料金	分ごと加算 ^{※2}	基本料金	分ごと加算 ^{※2}		
200㎡以内	99,000	構造	27,500	132,000	構造 ^{※6}	66,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※4※5}	55,000
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200
		長期確認(既存)と一体申請 ^{※9}	97,900		長期確認(既存)と一体申請 ^{※9}	148,500
200㎡超え ～ 500㎡以内	110,000	構造	27,500	154,000	構造 ^{※6}	66,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※4※5}	55,000
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200
		長期確認(既存)と一体申請 ^{※9}	97,900		長期確認(既存)と一体申請 ^{※9}	148,500
500㎡超え または 軒高9m超え	121,000	構造	33,000	176,000	構造 ^{※6}	77,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※4※5}	55,000
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200
		長期確認(既存)と一体申請 ^{※9}	103,400		長期確認(既存)と一体申請 ^{※9}	159,500

※1 当社が交付した設計評価書の場合は11,000円を、建設評価書では33,000円を、基本料金から減額します

※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります(基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です)

・評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます(詳しくはお問い合わせ下さい)

※3 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません

・旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません

※4 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります

・検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません

※5 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です

・建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は11,000円減額とします

・評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は11,000円減額とします

(但し、等級1(現場検査による劣化の状況によっては等級0)の評価となります)

・耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証と完了検査に用いられた図書(工事監理報告書・施工写真・各種試験結果等)がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります

※6 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます

※7 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します(お見積りさせていただきます)

※8 構造、劣化、断熱、一次エネ、維持管理の分野に限ります

別表 8 他住戸がある共同住宅等（既存）の建設評価料金

(税込 単位：円)

区分 延床面積	評価書(新築)あり ^{※1}			評価書なし ※他機関発行の評価書ありも含む		
	基本料金	分ごと加算 ^{※2}		基本料金	分ごと加算 ^{※2}	
5階建て以下 かつ 1000㎡以内	(住棟評価)			(住棟評価)		
	88,000	構造	33,000	220,000	構造 ^{※6}	77,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000
		維持管理	5,500		維持管理	22,000
		その他	@2,200		その他	@2,200
	(住戸評価/1戸あたり)			(住戸評価/1戸あたり)		
	@22,000	断熱のみ ^{※3※4}	33,000	@33,000	断熱のみ ^{※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※4※5}	55,000
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200
長期確認（既存）と一体申請 ^{※9}		140,800+ 79,200×M	長期確認（既存）と一体申請 ^{※9}		344,300+ 90,200×M	
6階建て以上 かつ 1000㎡を超え	(別途お見積り)			(別途お見積り)		

- ※1 当社が交付した設計評価書の場合は11,000円を、建設評価書では33,000円を、基本料金から減額します
- ※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります（基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です）
 - ・評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます（詳しくはお問い合わせ下さい）
- ※3 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません
 - ・旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません
- ※4 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります
 - ・検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません
- ※5 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です
 - ・建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は11,000円減額とします
 - ・評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は11,000円減額とします（但し、等級1（現場検査による劣化の状況によっては等級0）の評価となります）
 - ・耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証と完了検査に用いられた図書（工事監理報告書・施工写真・各種試験結果等）がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります
- ※6 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます
- ※7 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します（お見積りさせていただきます）
- ※8 構造、劣化、断熱、一次エネ、維持管理の分野に限ります

別表9 既存建物のその他調査、検査等の料金

別表9-1 既存住宅の室内空気中の化学物質等の濃度等の測定、蟻害、腐朽調査 (税込 単位：円)

測定、調査内容	料金
化学物質	新築の場合と同じ
蟻害調査	別途お見積り (44,000～55,000)
腐朽調査	別途お見積り (44,000～)

別表9-2 既存住宅の石綿含有建材の有無等 (税込 単位：円)

測定対象	料金
吹付か石綿、吹付けロックウール、それ以外の建材 (測定実施を申請者が選択した建材)	測定対象 2 品目の場合 398,200円 (1 品目あたり 3 検体採取。測定対象が 1 品目増える毎に 116,600円加算)
書面調査、現場確認により測定対象が 1 品目になった場合、評価料金は 281,600円に減額されます。測定対象がない場合、評価料金は 55,000円に減額されます。	
試料採取に際して天井等の一部をはがす、高所作業で足場が必要などの場合は申請者にて準備をお願いします。また、試料採取部分の簡便な飛散防止対策は行いますが、その部分及び前期準備部分の復旧・補修は申請者にてお願いします。	

別表9-3 既存住宅の室内空気中の石綿の粉塵の濃度等 (税込 単位：円)

測定対象	料金
居室等における室内空気中の石綿の粉塵の濃度	1 か所に付き 279,400円 (2 資料採取・分析)

別表9-4 評価書又は確認書の再交付 (税込 単位：円)

基本料金	8,800
<u>書面で交付する場合、基本料金の他に、申請毎に 1 件当たり 2,750円^{※1}の料金がかかります。</u>	

※1 合計枚数が200枚を超える場合、100.枚ごとに550円を加算します。

別表9-5 交付図書を書面とする場合の印刷料金 (1 申請 1 件あたり) (税込 単位：円)

印刷図書の種類	対象申請		料金
評価書等 ^{※1}	全申請	<u>性能長期一体申請は 1 申請として扱います</u>	<u>1,100</u>
評価書等+添付図書等 ^{※2}		<u>性能長期一体申請は別申請 (2 申請) として扱います</u>	<u>2,750^{※3}</u>

※1 評価書等とは、現況検査・評価書、(長期) 確認書等をいいます。

※2 添付図書等とは、各申請書の副本及び添付図書をいいます。

※3 合計枚数が200枚を超える場合、100.枚ごとに550円を加算します。

**別表10 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等（増改築_{※1}、変更_{※2}、既存_{※3}）の
長期使用構造等確認料金**

（税込 単位：円）

既存部分と増改築部分の合計 の床面積 （但し、既存部分の構造及び省エ ネの審査がない場合は既存部分の 面積を含めない）	物件区分	長期使用構造等確認料金	
		一次エネルギー消費量等級 評価有	一次エネルギー消費量等級 評価無
200㎡以内	一般工法	<u>73,700</u>	<u>69,300</u>
	型式認定	<u>59,400</u>	<u>56,100</u>
	製造者認証		
200㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>81,400</u>	<u>77,000</u>
	型式認定	<u>64,900</u>	<u>61,600</u>
	製造者認証		

※1 この場合の「増改築」は、長期優良住宅お認定を受けていない建物の性能向上に係る増改築工事です。

※2 この場合の「変更」は、長期優良住宅の認定を受けている建物の増改築工事です。

※3 この場合の「既存」は、建築行為を伴わない既存住宅です。

別表11 他住戸がある共同住宅等（増改築※1、変更※2、既存※3）の長期使用構造等確認料金

別表11-1

（税込 単位：円）

既存部分と増改築部分 の合計の床面積 （但し、既存部分の構造及び省 エネの審査がない場合は既存部 分の面積を含めない）	物件区分	長期使用構造等確認料金	
		一次エネルギー消費量等級 評価有	一次エネルギー消費量等級 評価無
200㎡以内	一般工法	<u>82,500+5,500×M</u>	<u>78,100+4,400×M</u>
	型式認定	<u>61,600+4,400×M</u>	<u>58,300+3,300×M</u>
	製造者認証		
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	<u>94,600+5,500×M</u>	<u>90,200+4,400×M</u>
	型式認定	<u>69,300+4,400×M</u>	<u>66,000+3,300×M</u>
	製造者認証		
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>111,100+5,500×M</u>	<u>106,700+4,400×M</u>
	型式認定	<u>80,300+4,400×M</u>	<u>77,000+3,300×M</u>
	製造者認証		
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	<u>176,000+5,500×M</u>	<u>171,600+4,400×M</u>
	型式認定	<u>123,200+4,400×M</u>	<u>119,900+3,300×M</u>
	製造者認証		
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	<u>298,100+5,500×M</u>	<u>293,700+4,400×M</u>
	型式認定	<u>202,400+4,400×M</u>	<u>199,100+3,300×M</u>
	製造者認証		

Mは評価戸数

※1 この場合の「増改築」は、長期優良住宅お認定を受けていない建物の性能向上に係る増改築工事です。

※2 この場合の「変更」は、長期優良住宅の認定を受けている建物の増改築工事です。

※3 この場合の「既存」は、建築行為を伴わない既存住宅です。

別表11 他住戸がある共同住宅等（増改築※1、変更※2、既存※3）の長期使用構造等確認料金

別表11-2 一次エネルギー消費量を住棟で評価する場合

（税込 単位：円）

既存部分と増改築部分 の合計の床面積 （但し、既存部分の構造及び省 エネの審査がない場合は既存部 分の面積を含めない）	物件区分	長期使用構造等確認料金※4
200㎡以内	一般工法	$85,800 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$63,800 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	$63,800 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	$97,900 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$71,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	$71,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	$114,400 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$82,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	$82,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	$181,500 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$126,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	$126,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	$303,600 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$205,700 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	$205,700 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$

Mは評価戸数

※1 この場合の「増改築」は、長期優良住宅お認定を受けていない建物の性能向上に係る増改築工事です。

※2 この場合の「変更」は、長期優良住宅の認定を受けている建物の増改築工事です。

※3 この場合の「既存」は、建築行為を伴わない既存住宅です。

※4 共用部の設備が照明設備、換気設備のみ料金に含まれます。（空調設備等がある場合は別途見積もりとさせていただきます。）

別表12 業務規程第34条各号（評価料金を減額する為の要件）に該当する場合の減額率等

(税込)

業務規程	減額要件	対象となる評価等の業務	減額率等
第1号	住宅型式性能認定住宅等	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	減額料金は別表1，別表2，別表3， 別表4、 <u>別表10、別表11</u> に記載の通り （「型式認定」の評価料金を適用）
第2号	認証型式住宅部分等を含む住宅	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	減額料金は別表1，別表2，別表3， 別表4、 <u>別表10、別表11</u> に記載の通り （「製造者認証」の評価料金を適用）
第3号	確認申請との併願	設計評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	減額率上限10%
	確認申請（確認申請が年間36回以上）との併願		<u>第1号又は第2号と同じ</u>
第4号	中間検査、完了検査との併願	建設評価（新築）	減額率上限10%
	中間検査、完了検査（完了検査が年間で36回以上）との併願		<u>第1号又は第2号と同じ</u>
第5号	年間で24回以上の申請	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	減額率上限10%
	年間で120回以上の申請		<u>第1号又は第2号と同じ</u>
第6号	共同住宅等で同タイプの住戸が多い	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	<u>第1号又は第2号と同じ</u>
第7号	予め定める期間（閑散期）	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	<u>第1号又は第2号と同じ</u>
第8号	一団の住宅開発等で同時に3棟以上	建設評価（新築）	減額率上限10%
第9号	機関の定めるソフトウェアによる申請	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	減額料金2,200円
第10号	地方公共団体が行う制度の要件の申請	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	<u>第1号、第2号と同じ</u>
第11号	激甚災害指定	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	<u>第1号、第2号と同じ</u>

※ 複数の減額要件に該当する場合は、重複して適用することが出来ません。（但し、第8号のみは重複可としますが、減額率上限は40%となります）

※ 別表5の料金（性能評価と長期使用構造等確認が一体申請等の場合に加算する料金）及び別表6～9の料金（変更、室内化学物質濃度等の測定及び既存建設評価等）については、適用することが出来ません。

別表13 業務規程第35条各号（評価料金を増額する為の要件）に該当する場合の増額率等

(税込)

業務規程	増額要件	対象となる評価等の業務	増額率等
第1号	他機関の設計評価の場合の建設評価	建設評価（新築）	当機関の設計評価料金の二分の一を加算
第2号	<u>第3条に定める休日の評価等の業務</u>	<u>設計評価、建設評価又は長期確認</u> （新築、既存、変更、再検査、室内化学物質濃度の測定等）	<u>評価等</u> 1回につき、 <u>4,400円</u> を加算
第3号	検査回数の追加	建設評価 （新築、既存、変更、再検査、室内化学物質濃度の測定等）	検査1回につき、22,000円を加算
第4号	液状化情報の提供	設計評価（新築）	設計評価2,200円を加算

※ 第1号及び第4号は、別表1、別表2の料金に対して適用します。

※ 第2号及び第3号は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表6、別表7、別表8、別表9、別表10及び別表11（但し、別表6-6、6-7、9-5を除く）の料金に対して適用します。

※ 第2号については、同一物件の他の検査との同時検査では、1の検査に対してのみ適用します。

※ 第4号は別表1、別表2の「一般工法」の料金（但し、第34条第3号及び第5号に該当する場合は除く）に対してのみ適用します。

別表14 業務規程第33条後段、第34条各号及び第35条各号に該当する場合の評価料金等の計算式

- ① 別表1～2の設計評価料金 = 料金表の料金 (A、B又は減額後のC) +D+K (其々に該当する増額)
- ② 別表1～2の建設評価料金 = 料金表の料金 (A、B又は減額後のC) +D+E+K (其々に該当する増額)
+その他該当に応じて遠隔地料金 (別表15) を加えた額
- ③ 別表3、4、10又は11の長期使用構造等確認料金 = 料金表の料金 (A、B又は減額後のC) (各表下の※部分を加味した料金)
+D (該当する増額)
- ④ 性能と長期が一体申請等の場合の料金 = ①又は②又は③の料金+別表5の料金 (各表下の※部分を加味した料金)
- ⑤ 別表6～9の料金 (室内化学物質濃度等の測定及び既存建設評価等) = 料金表による料金 (各表下の※部分を加味した料金)
+D+E (其々に該当する増額)
+その他該当に応じて遠隔地料金 (別表15) を加えた額

(税込)

業務規程	要件	設計評価・長期使用構造等確認		建設評価		
		増・減額率等	計算結果	増・減額率等	計算結果	
第34条 (減額)	第1号	住宅型式性能認定住宅等	A		A	
	第2号	認証型式住宅部分等を含む住宅	B		B	
	第3号	確認申請との併願	C	× 10%		
		確認申請 (確認申請が年間36回以上)との併願	C	第1号又は第2号の料金		
	第4号	中間検査、完了検査との併願			C	× 10%
		完了検査 (完了検査が年間36回以上)との併願			C	第1号又は第2号の料金
	第5号	年間24回以上の申請	C	× 10%	C	× 10%
		年間120回以上の申請	C	第1号又は第2号の料金	C	第1号又は第2号の料金
	第6号	共同住宅等で同タイプの住宅が多い	C	第1号又は第2号の料金	C	第1号又は第2号の料金
	第7号	予め定める期間 (閑散期)	C	第1号又は第2号の料金	C	第1号又は第2号の料金
	第8号	一団の住宅開発等で同時に3棟以上			C	× 10%
第9号	機関の定めるソフトウェア申請	H	× (-2,200)	H	× (-2,200)	
第10号	地方公共団体が行う制度の要件の申請	C	第1号又は第2号の料金	C	第1号又は第2号の料金	
第11号	激甚災害指定	C	第1号又は第2号の料金	C	第1号又は第2号の料金	
		A,B又は減額後Cの料金				
第35条 (増額)	第1号	設計評価が他機関			K	× (当機関の設計評価料金の二分之一)
	第2号	第3条に定める休日の評価等の業務	D	× 4400	D	× 4,400
	第3号	検査追加			E	× 22,000
	第4号	液状化情報提供	K	× (+2,200)		
第33条	後段	遠隔地料金			F	× G

A: 料金表の「型式認定」の料金 B: 料金表の「製造者認証」の料金 C: 料金表の「一般構法」の料金

D: 該当する評価等の回数 E: 追加の検査回数 F: 検査回数 G: 別表15による H,K: 該当する場合は「1」を入力

※ この表は、設計住宅性能評価、建設住宅性能評価、長期使用構造等確認、一体申請の申請毎の評価料金等を算出します。

※ 第34条第8号以外の各号に該当する減額については、重複して適用することは出来ません。(但し、第8号が重複する場合、減額上限は40%となります)

※ 第34条第1号～第11号に該当する減額については、別表6～9の料金 (一体加算、変更、室内化学物質濃度等の測定及び既存建設評価等) に適用することが出来ません。

※ 第35条第1号及び第4号は、別表1、別表2の料金に対して適用します。

※ 第35条第2号及び第3号は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表6、別表7、別表8、別表9、別表10及び別表11 (但し、別表6-6、6-7、9-5を除く)の料金に対して適用します。

※ 第35条第2号については、同一物件の他の検査との同時検査では、1の検査に対してのみ適用します。

※ 第35条第4号は別表1、別表2の「一般工法」の料金 (但し、第34条第3号及び第5号に該当する場合は除く) に対してのみ適用します。